

## 【百合ヶ丘勸交会住環境保全憲章】

当百合ヶ丘勸交会では好ましい住環境を保全するため、建物等を建てる場合のルールを「住環境保全憲章」として定め、これを順守して住み良い街づくりに努めます。

### 1.法令を順守する。

建築基準法をはじめ、関係法令、条例等を順守する。

### 2.周辺に及ぼす影響について十分な配慮を行う。

日照、通風、雑音等迷惑をかけないように配慮する。

### 3.地区の街づくりにふさわしくない建物、設備および構築物は建てない。

### 4.「ミニ開発」は行わない。

一つの区画を数区画に分割の上、第三者に分譲して、狭い区画にそれぞれ建物を建てるいわゆる「ミニ開発」はやめる。

### 5.集合住宅は建てない。

### 6.駐車スペースを確保する。

建築後、路上駐車が行われることを避けるため、予めスペースを確保しておく。

### 7.宅地内緑化による緑の育成、保全に努める。

### 8.工事中の安全、騒音に配慮する。

### 9.建物を建てる場合は事前に町会長に通知する。

### 10.地区計画実施区域においては、地区整備計画に基づく法規制の順守と合わせて本憲章も守ることとする。

### 11.会員は、自己所有の土地建物を売却あるいは貸与し、自らが転出する場合には相手方および仲介業者などに本憲章の主旨を伝え、住み良い環境の維持に協力する。

以上

平成14年4月制定

平成18年4月改定

平成20年4月改定